

平成 13 年 11 月 28 日(水) 13:00 ~ 14:50

於：国土交通省特別会議室(中央官庁合同庁舎 3 号館 11 階)

国土審議会第 1 回豪雪地帯対策分科会 議 事 録

国土交通省都市・地域整備局

目 次

1．開会	．．．．．	1
2．議事		
（1）分科会長互選及び分科会長代理の指名	．．．．．	2
（2）国土審議会豪雪地帯対策分科会運営規則について	．．．．．	3
（3）豪雪地帯の現状と対策について	．．．．．	4
（4）その他	．．．．．	24
3．閉会	．．．．．	25

開 会

平岡地方整備課長 お待たせいたしました。国土審議会豪雪地帯対策分科会の委員及び特別委員総数 18 名のうち、定足数である半数以上の御出席をいただきましたので、ただいまから国土審議会第 1 回豪雪地帯対策分科会を開会いたします。

私は、事務局をお預かりしております国土交通省都市・地域整備局地方整備課長の平岡でございます。分科会長が選出されますまでの間、この会議の司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

当豪雪地帯対策分科会は、中央省庁等改革により、平成 13 年 1 月 6 日に発足した国土審議会のもとに置かれた分科会でございます。皆様方には、御多忙の中、本日の会議にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の会議資料でございますが、お手元の配付資料一覧のとおりでございますので、御確認ください。議事次第、資料が 1 から 4 まで、参考資料が 1 から 4 まで、さらに美唄市の資料を配付してございます。不足がございましたら事務局までお申し出ください。

委 員 紹 介

平岡地方整備課長 それでは、本日は第 1 回目の会議でございますので、議事に先立ちまして当分科会の委員及び特別委員に御就任いただきました皆様方を御紹介いたします。委員名簿は資料 1 のとおりでございます。

まず、衆議院から御指名いただいた委員として、木村太郎委員でございます。

筒井信隆委員でございます。

参議院から御指名いただいた委員として、太田豊秋委員でございます。

岸宏一委員でございます。

峰崎直樹委員でございます。

地方公共団体からの委員として、平山征夫委員でございます。

井坂紘一郎委員でございます。

高橋幸翁委員でございます。

学識経験者の委員として、大西隆委員でございます。

小澤紀美子委員でございます。

清水浩志郎委員でございます。

杉山好信委員でございます。

對馬勝年委員でございます。

沼野夏生委員でございます。

なお、衆議院から御指名いただいた中川昭一委員は、御出席の御連絡をいただいておりますが、遅れていらっしゃるようでございます。また、根本匠委員、山内功委員及び北村

真夕美委員におかれましては、本日は御都合により御欠席との連絡をいただいております。

次に国土交通省からの出席者を紹介させていただきます。

澤井都市地域整備局長でございます。

豪雪地帯対策担当の坂山大臣官房審議官でございます。

原田大臣官房技術審議官でございます。

なお、佐藤副大臣は遅れておりますが、後ほどご挨拶に参上いたします。

このほか、本分科会の幹事である関係省庁からも出席いただいております。

これからの進行は座って進めさせていただきます。

分科会長互選及び分科会長代理の指名

平岡地方整備課長 それでは、次第に沿いまして分科会長の互選に入りたいと思います。分科会長は、国土審議会令第2条第4項の規定により、当該分科会に属する委員のうちから、委員及び特別委員が選挙することになっております。いかがいたしましょうか。

清水委員 大西委員にお願いしたらいかがでしょうか。

平岡地方整備課長 ただいま清水委員から、大西委員を分科会長にとの御提案がありました。皆様、いかがでございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

平岡地方整備課長 皆様、御異議がないようでございますので、大西委員に分科会長をお引き受けいただくこととしたいと思います。

それでは大西委員、分科会長の席へお願いいたします。

これ以降の議事進行につきましては、大西分科会長に議長をお願いいたしたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

大西分科会長 ただいま御推挙によって分科会長に選任されました大西と申します。どうぞよろしく願い申し上げます。

私も7年間ほど豪雪地帯の1つである新潟県に暮らしたことがありまして、雪国ならではの楽しみ、同時に苦しみ的一端も体験したつもりでございます。大変重責ではございますが、皆様方の御協力によりまして分科会の円滑な運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ御協力をよろしく願い申し上げます。(拍手)

早速ですが、次第によりますと次は分科会長代理を指名させていただくことになっております。私の方から提案させていただきますが、雪に関する政策や技術開発にお詳しい杉山委員に分科会長代理をお願いしたいと思います。杉山委員、よろしいでしょうか。

杉山分科会長代理 まことに僭越でございますが、大役で、私が努まるかどうかわかりませんが、御指名でございますのでお引き受けさせていただきたいと思っております。今後ともよろしく願い申し上げます。(拍手)

大西分科会長 どうもありがとうございました。

それでは杉山委員に分科会長代理をお願いすることといたします。

国土審議会豪雪地帯対策分科会運営規則について

大西分科会長 次の議題は、国土審議会豪雪地帯対策分科会運営規則についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

平岡地方整備課長 資料2でございます。国土審議会豪雪地帯対策分科会運営規則(案)について御説明いたします。

運営規則第1条は会議の招集についての規定でございます。

第2条は、やむを得ない場合、書面による議事、いわゆる持ち回り会議を可とする規定でございます。

第3条は会議の議事運営についての規定でございます。

第4条は議事の公開についての規定でございます。会議、議事録は原則公開することについての規定でございます。

第5条は、調査審議上必要があると認める場合に、委員等以外の者の出席を求めることができるということに関する規定でございます。

続きまして、第6条は分科会のもとに部会を置くことができることについての規定でございます。

第7条は雑則となっております。

運営規則については概略以上のとおりでございます。

大西分科会長 ただいま運営規則について説明していただきましたが、何か御意見、御質問、ありますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

大西分科会長 異議ないという声がありましたので、お諮りしたいと思います。

運営規則についてはただいまの資料2のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

大西分科会長 ありがとうございます。ではそのとおりに決定させていただきます。なお、運営規則にもありましたが、本日も報道機関から取材の申し入れがありますので、入場を認めたいと思います。

国土交通副大臣挨拶

大西分科会長 それでは、本日はお忙しい中、佐藤国土交通副大臣に御臨席を賜っておりますので、副大臣からご挨拶をちょうだいしたいと思います。

どうぞよろしくをお願いいたします。

佐藤副大臣 御紹介をいただきました副大臣の佐藤静雄です。

今日はお忙しい中をこうしてお集まりいただきまして、第1回目の豪雪地帯対策の分科会ではありますが、本当にありがとうございます。そしてまた、お忙しい中を委員をお務めいただくわけではありますが、どうぞこれからもよろしく願いを申し上げます。

37年に議員立法で豪雪地帯特別措置法ができてから次々と延長してまいりましたけれども、まだまだ豪雪地帯は非常に厳しい状態の中にあるわけであります。今日14条、15条、市町村道の問題、学校の整備の問題、いろいろあるわけではありますが、最近はなお一層、雪を利用して地域開発をしよう、雪をプラスに生かそうということが非常に多くなってきました。そういうことを含めて新しいまちづくり、地域づくりのために、これから一層この措置法を充実させてやっていただきたいと思っております。

国土交通省におきましても、この法に則りながら様々な対策を今までやってきておりますけれども、まだまだ全国から、なお一層雪国のためにやってほしいという要望が非常に多いです。それだけに私たちも、雪の利点というものを生かして、全国の国土面積の半分あるという雪国の問題、同時にまた、それぞれの雪国の方々がいろいろな発信ができるように、精いっぱい私たちも頑張ってやっていきたいと思っておりますから、今日いろいろと御審議をいただくわけではありますが、どうぞひとつ、そんなことを含めまして御審議いただきますように心より願いを申し上げます。そしてまた、これからも何かと御指導をいただきますように心より願いを申し上げましてご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

大西分科会長 どうもありがとうございました。

なお、佐藤副大臣におかれましては、公務の御都合で本日はこれで御退席ということでですので御了承いただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

豪雪地帯の現状と対策について

大西分科会長 それでは、次の議題、豪雪地帯の現状と対策についてに移りたいと思っております。事務局から説明をお願いいたします。

平岡地方整備課長 資料3と4でございます。一括して御説明させていただきます。

まず資料3、豪雪地帯の現状についてでございます。1ページ目でございますが、降雪量の推移を挙げております。近年、少雪傾向といわれていたわけですが、平成12年度、今年の1月、2月でございますが、15年ぶりといわれる大雪となりました。下にグラフがございますが、少雪傾向が続いたといえども決して雪に関しては油断ができないということだと認識いたしております。

2ページですが、近年における豪雪による主な被害ということで一覧表に掲げております。昭和38年の豪雪、38豪雪では200人を超える方がお亡くなりになったということがございます。その後も56年、59年、そして平成13年の豪雪と。本年の豪雪においても

55 人の方が亡くなっておられるということでございます。

3 ページは本年の豪雪の被害を県別に掲げております。

4 ページも本年の豪雪の被害でございますが、道路、鉄道、空港、海上交通、あるいはバス、それぞれ大変大きな被害を出しまして、住民の生活に大きな不便を生じたということがございました。

5 ページは、豪雪地帯というのは一体どういう範囲であるかということですが、これは豪雪地帯対策特別措置法で指定されております地域でございます。地図をごらんいただきますと、豪雪地帯は 961 市町村、面積でいいますと全国の国土の 51%、約半分が豪雪地帯で、そこに全国の人口の 16%の方が住んでおられるということでございます。また、豪雪地帯のうち特に積雪の甚だしい特別豪雪地帯は 280 市町村となっております。

6 ページは豪雪地帯の人口の推移でございます。この 20 年間を見てまいりますと、全国では 8%の増加となっておりますが、豪雪地帯は全体で 2.6%の減少、特別豪雪地帯に関して見れば 10.6%の減少ということで、大きな人口減少、また高齢化が進んでいるということでございます。

7 ページは豪雪地帯の産業の推移でございますが、第 1 次産業が主体で、全国に比べると第 1 次産業の比率が高いわけですが、その比率も低下してきているという実態でございます。

8 ページは道路交通の状況でございますが、これまで様々な対策をやってきておりまして、豪雪地帯における防雪・消融雪施設等の整備は着実に進みつつあります。また、2 番目でございますが、豪雪地帯の市町村道における常時交通止め路線も減少してきてはいるわけですが、特別豪雪地帯を見ていただきますと、1 市町村当たりの常時交通止め路線数はまだまだ大きな状態になっております。また、道路整備が進んだといいましてもこれは気象条件に大きく影響され、積雪等の影響による臨時的な交通止めというのが各年度こういう形で発生しているということでございます。

9 ページは豪雪地帯の市町村の財政力指数でございますが、総じて財政力指数が非常に低い状態になっております。特別豪雪地帯に関して見ますと、全体の約半分、45.7%が財政力指数 0.2 未満ということで、大変財政力指数が低いという状態になっております。

そういう大変厳しい状況の中でございますが、一方、最近では雪を資源として利用して、地域内外の交流への利用、あるいは新たなエネルギーとしての利用、イベントへの活用など、様々な形での取り組みが各地域で行われております。住民の安全、快適な生活のための情報提供システムの充実に取り組んでおられる事例もございます。そういった事例を 10 ページ以降幾つか御紹介しております。

10 ページは山形県の最上町の例でございますが、雪国の特性を生かした交流拠点を整備した事例で、町の外も含めまして小中学生を対象とした雪国体験、あるいは高齢者との交流等をここで実施しております。こういう施設整備が行われております。

11 ページは岩手県の沢内村の事例でございます。交流施設をつくったわけですが、雪を

利用した冷房技術を備えた形で整備しております。雪を貯蔵庫にためまして、夏の間、雪の中を通した空気を体育館に送り込むという形で雪の冷熱エネルギーを活用いたしております。

12 ページは北海道の美唄市の例でございます。後ほど井坂委員から御紹介があらうかと思いますが、雪の冷熱エネルギーの利用に大変積極的に取り組んでおられる例でございます。

13 ページは新潟県の松代町でございますが、雪を利用したイベントです。地域の城跡という史蹟を活用している事例でございます。

14 ページは北海道壮瞥町でございますが、雪合戦を地域おこしのテーマにしています。世界大会も開いているという事例でございます。

15 ページは新潟県の安塚町ですが、雪国の景観というものを大事にした地域づくりに取り組んでおられる事例でございます。

16 ページは秋田県の湯沢市でございますが、雪を1つのブランドにして特産品を開発するといった取り組みでございます。

17 ページは新潟県で取り組んでいらっしゃる例でございますが、雪対策を総合的に推進する中で、エネルギーとしての利用、あるいは雪に関する情報提供システムの整備に積極的に取り組まれているという事例でございます。

18 ページは米沢市の例でございますが、これも克雪、利雪対策を推進するとともに、インターネットを活用して雪に関連する各種の情報提供システムに取り組んでいらっしゃる例でございます。

続きまして資料4でございます。そういった豪雪地帯の状況、あるいは取り組みの状況があるわけですが、法制度はどういうふうになっているかということでございます。

1枚めくっていただきますと、豪雪地帯対策特別措置法についてということで、様々な政府の施策の基になっている法律について説明いたしております。この法律は昭和37年に議員立法により制定されました。

制度の概要でございますが、まず、豪雪地帯、そのうち特に積雪の度が高いところを特別豪雪地帯ということで地域の指定をいたします。指定結果は先ほどのとおりでございます。面積で51%、人口で16%というところが豪雪地帯として指定されております。その豪雪地帯に対して、豪雪地帯対策基本計画を策定いたします。また、この法律の中で特別豪雪地帯における特例措置というのがございます。第14条と第15条があるわけですが、第14条は基幹的な市町村道の道府県による代行改築制度、第15条は公立の小中学校の分校校舎等の補助率のかさ上げということで、この特例措置が平成13年度末、平成14年3月31日をもって期限がくるという状態になっております。特別豪雪地帯に対しては、この特例措置以外にも様々な優遇措置等が行われている状況でございます。

2ページでございますが、豪雪地帯対策特別措置法のこれまでの改正の経緯でございます。37年の制定以来、45年に特別豪雪地帯の指定に関する追加改正がございました。その

後、10年で特例措置の期限がくるということで、10年ごとに延長、あるいはさらに拡充という形で法律改正が行われてきております。

3ページは法律の内容でございますので、御参考にしていただきたいと思います。

4ページは先ほどの地域指定の再掲でございます。

5ページは豪雪地帯対策特別措置法の仕組みでございます。これも御参考にしていただければと思います。

6ページは、先ほど申し上げました豪雪地帯対策基本計画に基づいてどのような対策を行っているかということでございます。大きな柱として5つ挙げておりますが、交通・通信の確保、農林業等の振興、生活環境施設等の整備、国土保全施設の整備及び環境保全、雪に関する調査研究及び気象業務の整備、こういったことを柱に、各省連携いたしましてそれぞれ施策を推進しているという現状でございます。

7ページでございますが、先ほど、法律の中の特例措置、14条、15条の期限が参りますと御説明いたしました。それについて御説明いたします。7ページが法第14条に基づく代行制度でございます。特別豪雪地帯の市町村は、先ほど御説明いたしましたように財政状況が大変弱いという中で、しかし幹線的な市町村道の整備が急がれます。こういった状況の中で、その整備を道府県が代行して事業実施できると規定しているのが14条でございます。47年の制定以来、10年間の時限措置として創設された制度で、10年ごとに延長ということで対応してきております。代行業の実績でございますが、これまでトータルで351路線、約402kmの整備を完了いたしております。しかしながら特別豪雪地帯の幹線市町村道はまだ未改良の路線あるいは区間が存在しております。集落へのアクセス道路となっておりながら未改良で迂回路もないといった路線も多くありまして、代行制度への市町村の期待は依然として大きいものがあるという状態でございます。

8ページでございますが、法の第15条、特別豪雪地帯における公立学校施設整備の補助率のかさ上げに関してでございます。特別豪雪地帯については国の負担割合の特例が設けられているわけですが、一番下に表がございます。学校施設が建築後どのくらい経っているかということですが、20年以上経過しているもの、30年以上経過しているものということで見ますと、特別豪雪地帯においては豪雪地帯対策特別措置法などに基づく各種の施策により施設整備は着実に図られてきているわけですが、分校について見ますと老朽化の進行が顕著な状況になっております。また、今後、時の経過とともに築後30年以上という建物が順次出現してくるという状況でございます。9ページはそれに関する参考の資料でございます。

以上、大変急ぎましたが、豪雪地帯の現状、豪雪地帯対策特別措置法とこれに基づく施策、そして法14条、15条の期限切れに関する御説明をさせていただきました。以上で御説明を終わります。

大西分科会長 ありがとうございます。

それでは、今事務局から説明があった点に関連して御意見、御質問をお願いしたいと思います。

います。御自由に御発言ください。

平山委員 新潟県知事の平山ですが、豪雪法の特例措置の延長について、まず、先般、全国の関係市町村が集まりまして、ぜひとも期限がまいりますこの法律の延長についてお願いしたいということで大会を開いたところでございます。その代表でもありますので、冒頭そのことをお願い申し上げたいと思います。

一昨日、新潟でもあられが降りましたが、今日東京に出てくる前、夜中から雷でございました。新潟で雷が鳴るといのは雪がいよいよ降るとい証拠でございまして、これから長い冬が始まるということでございます。先ほどの説明にもありましたように、近年、少雪ということであったんですが、昨年といたしますか、今年の冬は久方ぶりの大雪でございまして、大変苦労したわけでありまして。

そして、今御指摘がありましたように、豪雪地帯、過疎、高齢化に悩んでいる地域であります。時代は少し条件が変わっていますし、除排雪の進展、道路の整備というこれまでのこの法律に基づく成果を評価しながらも、なおこの法律の延長の必要性について少し申し上げたいと思います。地方行政の代表という立場で申し上げたいと思いますが、豪雪地帯対策の中でも、特に雪の中での生活の確保を図る上で何といたっても大事なのが道路でございまして、言うまでもないわけですが、第14条の主要市町村道の県代行制度につきましては、市町村の財政力等の実情を踏まえ、さらに今後の国の財政状況の厳しさを反映する心配もかなりしておりまして、県もその例外ではございません。そういう意味で、市町村の財政力の今後の展望を含めると、引き続き延長をお願い申し上げたいと思っている次第であります。

それから、第15条は公立学校の分校施設の整備の補助率のかさ上げでございまして、分校施設の老朽化の問題に伴う建て替えの補助率のかさ上げというのは引き続き必要であるということとあわせまして、こうした過疎地域におきましては教職員の住居の確保は極めて困難でございまして、教職員住宅の整備ということが一段とニーズが高まっておりますので、民間住宅による確保が見込めないこうした地域の実情を考慮していただいて、延長をぜひお願い申し上げたいということでございます。

これらの検討につきましては、先ほど申し上げましたように、全国雪寒地帯対策協議会、全国特別豪雪地帯市町村協議会におきまして実態調査の上、井上孝先生に座長をしていただいた検討委員会からの答申等を受けて議論し、お願いをするものでありますことを申し添えたいと思います。

引き続き新潟県の施策と今後の雪対策についても若干敷衍させていただきたいと思っております。先ほどもお話がございましたが、雪情報ということでもあります。雪国においては豪雪の際における雪情報システムというのは極めて意味のあることでありまして、近年の情報システムの進展に合わせまして雪対策としてITの活用を行っているところであります。新潟県といたしましては、現在、県内の37カ所に、気象、降雪状況に基づく降雪予測を行います新潟県雪情報システムを日本気象協会に委託して運用しているところでございまして、

テレビの天気予報、あるいはファックス、インターネット等で情報提供を行っておりまして、市民生活の利便の上で欠かせないものになっておりますし、除雪活動の準備などにおきましても適切なる除雪活動に大きな役割を果たしているところであります。また、県として中心になって取り組んでおりますのが新潟県ITS推進協議会でありまして、この協力のもと、県内数十カ所に設置されました定点カメラの画像を直接インターネットで提供するという行っておりまして、「新潟LIVEカメラふるさとだより」ということで運用しておりまして、現地の実地の気象状況が目で見れるということで、これも大変好評を得ているところであります。雪対策については、刻々と変化する情報を発信していく必要がありますので、今後ともITの活用が期待されておりまして、その活用の充実について進めていく必要があると思っております。

また、雪の冷熱エネルギーのお話がありました。現在、新潟県におきましては公共施設を中心に22の施設で雪エネルギーの新エネルギーとしての活用が普及し始めておりまして、近年、その普及のテンポがかなり上がってきております。新潟県といたしましては、他県に先駆けて県の単独事業あるいはその他の事業を活用し多くの導入の実績を見てきているところでありますが、かなりコスト的にも成り立つようになってまいりまして、初期の投資は電気の冷房よりもかかりますが、ランニングコストが4割方少ないということで、一定の期間使いますと元がとれるということ、また、ごみ等を吸収して雪が解けて冷熱を出すという空気のクリーン化、同じ冷房でも大変気持ちのいい冷房であるということから、かなり評価も得ております。今後とも雪国特有の雪エネルギーを活用していくということは国全体のエネルギー対策の観点からも大変意味があると思っておりますので、ぜひとも進めてまいりたいと思っておりますので、雪国の活性化という観点から国の施策の一層の拡充についてもあわせてお願い申し上げる次第であります。

最後になりますが、冬期の集落支援ということでありまして、道路整備、あるいは除排雪の進展ということで冬期の孤立集落は確かに減少してきておりますが、集落内の生活道は未除雪のものが多くありまして、この除雪ということになりますと高齢化と過疎化の中で大変困っております。屋根の雪おろしとあわせて、集落における豪雪時におきます未除雪の道路及び屋根の除排雪について、日常生活の確保という点での課題が高齢化の進展とともに深刻になっているということを申し添えたいと思っております。当県では、冬期の保安要員の設置、あるいは小型の除雪機の配備ということを支援してきたところでありますが、高齢化が進み、大変厳しい財政事情の中で今後の対応について苦慮しているところであります。雪寒協等におきましても、冬期の集落対策の必要性について活発な議論がされてきたところがございます。雪国の多くが抱えておりますこうした問題につきまして施策の充実について強く望みまして発言を終わりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

大西分科会長 どうもありがとうございました。

14条、15条の延長に加えて、ITを使った広い意味での雪対策、あるいはエネルギー源

としての雪の利用、あるいは集落支援という幾つかの問題について御発言いただきました。

申しおくれましたが、衆議院指名の中川昭一委員がお見えになっておりますので御紹介させていただきます。

中川委員 よろしくお願いたします。

大西分科会長 国会の方の公務がおありということで、御退席なさいます。

それでは、続いて御発言どうぞ。

井坂委員 北海道の美唄市長の井坂でございます。雪国としての現状と、今回の14条、15条に対する考え方、また、今、美唄市は雪氷エネルギーのいろいろな取り組みをしているものですから、その辺の御報告をさせていただきたいと思っております。

今日、資料の最後に、「美唄における雪エネルギー関連施設概要」を入れさせていただきました。1ページに美唄の簡単な概要がございます。美唄市は札幌と旭川のちょうど中間点でございます。昔は石炭の街で、三井、三菱といった大手あわせ14の炭鉱がございまして、人口も最盛期には9万3,000人になんなんとしていたんですが、エネルギー革命により、現在はその時の3分の1の3万1,000人を切る街になってしまいました。今は基幹産業を農業として、福祉と環境、交流を3つの重点方向としてまちづくりを進めております。

今、平山委員からお話ございましたが、美唄の方は、今年はちょっと雪が遅いのかと思っていましたら、今月の14日に一昼夜で57cm積もりました。その後ちょっとお天気が良かったんですが、一昨日の夕方からまた降り出しまして、今朝には今年の降雪量が1mを超えました。そして積雪も30cmを超えているという状況でございます。大変今、財政状況が厳しいんですが、市の一般会計予算が200億余りなんですが、除排雪の費用が年間3億8,000万から4億かかっております。

市民の足を確保するため、除排雪等に一生懸命取り組んでおりますが、50cmぐらい雪が積もっても朝は冬晴れで、子供たちが学校に行く通学路なんかを確保する。だんだんと排雪の問題も出てきますし、暖気と寒気が重なりますと道路の凹凸が出るものですから、路面の整正等、いろいろな問題がございますが、公的な部分と互助の部分、今よくいわれませんが、まちづくりというのは自助、共助、公助という形でお互いに助け合ってやるという形で、美唄も、いわゆる共助の部分で、市としての福祉除雪、一人暮らし老人とかそういう方たちの屋根の雪おろし等はやっておりますが、社会福祉協議会の除雪ボランティアとして、自衛隊であるとか、郵便局であるとか、高校生であるとか、特に美唄の特色として、知的障害者の方で体はお元気な方が、いつもお世話になるんじゃなくて、自分たちができることはやるよという形で、知的障害者の方々も除雪ボランティアに参加をさせていただいております。

また、市の高齢化率が26%でございます。高齢者の皆さんは雪が降ると家に閉じこもりがちになるものですから、できるだけ街中の商店街に出てきていただくように「中心市街地の除排雪事業」というのをやっています、市も補助金を出し、中心商店街についてはいつ来ても雪がない、買い物しやすいという状態で、商店からお金をある程度取ってそう

いう協議会もつくっておりますし、また本年度から、どうしても除雪をしていきますと大きな雪が玄関前にたまるので、「間口除雪」を去年モデルで一部やってみたんですが、思い切ってやるという形で、一部市民の皆さんにも負担いただいてやっていくという考え方でいるところでございます。

今回の14条の関係で市町村道の整備の特例でございますが、御承知のとおり特に北海道の場合、広大な地域で、美唄は277 K m²と余り大きくないんですが、それでもそれぞれの集落というのが結構離れております。それでどうしても交通手段は自動車で、冬期間、うちの方は昔は石炭の街ですから、山もありますし、坂道もありますし、カーブもあります。農村部にいきますと平坦で、今度は地吹雪という問題等々がございまして、いろいろ隘路があるわけです。市の財政力、あるいは技術力からいっても、市町村で単独で整備をするということは非常に困難であると考えておりますので、ぜひ代行事業による整備を引き続きお願いしたいと思っております。

それから、文教施設のかさ上げについてでございますが、道内の特別豪雪地帯に指定されている94の市町村は過疎化が進んでいるところが大半でございます。学校が離れたところにあっても、教職員住宅などは、特に管理者、校長先生たちの住宅というのは学校のそばに建てるものですから、今年度美唄市はかさ上げを受けまして教員住宅を整備しているところでございますので、ぜひ15条についても期限の延長をお願いしたいと思います。それから、美唄市の雪氷エネルギーの取り組みについて、この資料でごく簡単にお話をさせていただきますと思います。

2ページに美唄自然エネルギー研究会とございますが、冬は零下20ぐらいいで、降雪量が年8mから11mなんですが、夏は結構暑いんです。今年は冷夏だったんですが、夏日という25~30以内が40日から50日ありますし、真夏日も20日前後ございます。ですから、夏は結構クーラーなどを使われる家庭が多いわけです。美唄は、今は米余りで大変なんですが、いわゆる米どころで、備蓄構想というのが出てきたときに、電気代を節約して米をおいしく長期保存できる方法はないかということで、雪冷房についてやってみようということで、「自然エネルギー研究会」というのが平成9年8月に設立され、まだ5年ちょっとしかたっておりませんが、いろいろな取り組みがなされております。

主に建物等でございますが、3ページに賃貸マンション。11年の5月に、会員の方に不動産の方がいらっしゃったものですから、これは世界で初めてだと思っておりますが、6階建ての24戸を暖房機と併用して、夏の間は不凍液を冷やす、冬は温めるという形で、暖房と冷房を一緒にやるという方法で、写真の右側に低い建物がございますが、ここに貯雪庫を設けております。イニシャルコストはどうしてもかかりますが、ランニングコストは非常に少なく済むものですから、非常に好評で、待っている方がいらっしゃるということでございます。

4ページにつきましては、昨年の4月から介護保険制度ができましたが、いわゆる介護老人保健施設、社会福祉法人がやっている施設ですが、においとカビ等を除去する性質が

あるということですから、理事長さんをお願いをして雪冷房を入れていただいた次第です。

5 ページが、表紙の「ライス工房びばい」の後ろの方に昨年9月に、玄米を6,000 トン、10万俵貯蔵できる倉庫を農協が作りました。これも実証実験で、常時5℃に室温を保っておいて、出荷するときは少しずつ温度を上げていくようでございますが、その辺のことも非常に好評で、貯雪庫には約3,600 トンの雪が貯蔵できます。

6 ページには個人向け住宅の雪冷房の実験棟。これはJRのコンテナを活用しており、また、7 ページについては農協の古い石づくりの倉庫を一部改造しまして、野菜の保存であるとか、はね物の野菜の漬物、あるいは美唄の大豆等を使ったみそなど、いろいろな実証実験をしているところでございます。

こういう形で、初めは市民の皆さんも雪は厄介者だということだったんですが、確かに除排雪等で大変ですが、いろいろな活用方策も出てくるということで、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法に今まで雪氷エネルギーは認められていなかったんですが、政令改正で認められる見通しができたものですから、雪国で雪をどう活用していくかという知恵の出し合いになると思っているところでございます。

それともう1点、全国の半分以上が雪国ですから、利雪もいいたろうし、親雪ということもいいたろう、いろいろなことで雪サミットというのが開かれております。第1回は北海道の沼田町で1998年に開かれまして、その後、新潟県の安塚町、山形県の舟形町、今年は岩手県の沢内村で開かれまして、来年、私どもの美唄で開くことになっております。

いずれにしても豪雪地帯というのは大変なところでございますので、ぜひいろいろな形でこれからもお力添えをいただきたいと思っております。以上でございます。長くなって申しわけございません。

大西分科会長 どうもありがとうございました。

代行についての必要性、加えて後段の方では、私も氷室というのが昔あったというのを記録で勉強したことはあるんですが、現在でも新しい格好でエネルギー源として雪が利用されているという事例をお話いただきました。どうもありがとうございました。

続いて御発言どうぞ。

木村委員 私も間もなく中座するものですから、先生方を前にして先に失礼します。

今日は第1回目の会議ということでありますので、会長さんのもと、分科会で貴重な御意見をまとめながら雪国の暮らしやすさに貢献していただければなと、私も委員を拝命しましたが、同時に期待もしたいと思っております。

当面、先ほど事務局からもありましたし、平山委員からもありましたとおり14条、15条の延長ということが大きな焦点だと思っております。私ども国会というか、政治の方でも既にいろいろ議論しておりまして、我々の党の方でも議論をする場がありまして、対応の方針をほぼ固めております。これは議員立法で始まっておりますので、政治の方でも努力していきたいと思っておりますが、そういう中でも会長さんを中心に分科会で大きく御意見を集約してもらえばさらなる弾みにもなると思っておりますので、よろしくお願ひした

いと思います。

最初に事務局から説明いただきましたが、それを受けて、今日は省庁の担当の方もいらっしゃると思いますので、幾つか確認させていただきたいと思います。

14条のことなんですが、市町村にかわって都道府県が肩代わりというか、そういう状況になっているわけでありましたが、今日は平山委員がいらっしゃいますが、都道府県も財政的には決して楽な状態ではないと思っております。市町村にかわって都道府県が代行することに何らかの意見というか、そういったものをお持ちかどうか、知事さんもいらっしゃいますし、また国の方で何らかの意見をつかんでいるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、15条の学校のことではありますが、公立学校の施設の整備ということで、施設というとメインは子供たちが学ぶ校舎そのものだと思っておりますが、今日いただいた資料には、雪深いところで教壇に立ってくれる先生のための住宅も入っているようですが、昨今、先生方が住宅に住んでいる姿がどういう状況になっているのか、先生用の住宅があっても余り利用されていないという実態がもしあるとすれば、そのお金をメインである子供たちが学ぶ分校の校舎そのものに傾斜配分した方がいいのではないかという思いもありますので、文部科学省の担当がいらっしゃいましたらお知らせいただきたいと思えます。

それから、平山委員もおっしゃっていましたが、雪情報、一番の情報というのは今年の冬は寒い冬になるのか、雪の多い冬になるのかということが雪国に暮らす私たちは気になるところであります。毎日の、あるいは明日の朝起きたときどのぐらい雪が降るのか、これも大事であります。例えば今年の冬は記録的な豪雪となりました。私は地元が青森県であります。資料にも書いておられる通り15年ぶりの大雪となったわけですが、当初、長期予報では暖冬になるような予報であったんですが、結果的には15年ぶりの大雪になったと。もちろん予報でありますから外れることもありますし、なかなか難しいのは承知しておりますが、気象庁サイドで、毎日の気象情報と同時に長期的な予報に対してさらなる的確性を打ち出すための研究とか、どういうふうになっているのかお聞きしたいと思えます。

最後に、私は一議員として事務局に問い合わせたこともあるんですが、せっかくの会長を中心とした分科会であります。今日いただいた貴重な資料、いろいろな雪国の実態というのが載っておりますので、大変いい参考資料になると思っておりますが、私は豪雪地帯、特別豪雪地帯で暮らしている国民の皆さん、雪国に住んでいる人と、雪のほとんど降らない地域で暮らしている方々、これは自ずと経済的な負担というのが存在すると思っております。長靴も必要であるだろうし、灯油代もかかるだろうし、車でいえばスタッドレスタイヤというのも必要であると思えます。これはなかなか正確には計算できないと思えますが、できる範囲で結構ですので、例えば豪雪地帯あるいは特別豪雪地帯で暮らしている方の平均的な家庭における経済的負担がどのぐらいになっているのか、こういったこと

もできれば資料の中に加えていただいて、そのために特別措置法が必要であり、特別措置法に基づいて道路などいろいろな対応をしていかなければならないという議論の参考にしてもらえればありがたいのではないかと考えております。

以上、もしお答えできることがあれば担当の方からお答えいただきたいと思います。

大西分科会長 どうもありがとうございました。

4点について御質問、あるいは一部御意見をいただきました。最初の点は、14条関係、県が代行するということですが、県の立場から見るとどうなのかと。これは平山委員からお願いします。

平山委員 ありがとうございます。代行する県という立場で一言申し上げたいと思いません。

もちろん代行する覚悟を持って延長の希望を申し上げているわけでありますが、同時に、この負担の問題ももちろんありますが、それ以上に全体としての財政の悪化に伴う負担の問題、交付税がどうなるかとか、いろいろな要素が出てきていますが、その中でも特に道路財源の問題がここにきて急に出てきているわけで、道路財源を一般財源にするとどうなるのか。しかも道路財源というのは、御存知のように、高速道路に圧倒的に多く投入されているわけではなくて、道路財源で整備しているのは地方道でありますので、そういった部分がこれからどうなっていくのか、あるいは高速道路についても直轄でやるから負担を県でもやってくれというようなことになれば、全くこれまでと枠組みが違いますので、それ以上に大きな道路をめぐる影響が出てくることを心配しております。

そういう中で、県としても豪雪地帯における地域の道路の確保というのは、生活の確保という基本的な、やらなければいけない最初の事業でありますので、財政的には最優先で当てて頑張っていかなければいけないと思っておりますので、そのこと自体について、やめるとか、やめなければいかんということとはできないと思っておりますが、それ以上に大きな圧迫が、今、国の見直しの中で、特に道路について議論として出てきていますので、その辺、地方と都会という対立ではなくて、全体として国土のバランスある発展をどうするのかという国土政策自体のあり方の中に特別豪雪地帯のあり方自体が議論として巻き込まれていることを危惧しているということを最初に申し上げる必要があるかなと思っております、道路財源について、ここでお願いするのも変ですが、よろしくとむしろ申し上げたいと思いません。

大西分科会長 今の内容に関連して、国土交通省の御担当から御発言がありますか。

福田地域道路調整室長 国土交通省道路局の地域道路調整室長の福田と申します。

代行事業について、国の方ではどのように見ているのかという御質問でしたが、先ほどの資料にありますとおり、代行の箇所数がこの数年、全体的に数が減っているという状況がございます。特に平成7年度以降、新規の代行の案件が1件から3件程度ということで、

非常に低くなっております。これは県知事さんと相談するわけですが、県の方から上がってくる件数自体が減っているということであろうと思っております。ただし事業費的に見ますと、これも先ほどの資料にあったんですが、ほぼ横ばいと、このような状況にあります。今後とも、ただいま平山委員がおっしゃったように道路事業全体が非常に動いているときでありますし、当面は来年度の予算がどのようになるのか、その中で地方道がどういうウェイトを持ってくるのか、この辺のところを睨みながら県の方とも相談をして対応してまいりたいと思っております。以上です。

大西分科会長 代行関係は以上ですが、よろしいでしょうか。

木村委員 都道府県から、代行していることに対して、国に対して何らかの意見みたいなものはないわけですね。そう認識していいんですね。

福田地域道路調整室長 都道府県の方から、代行業業について具体的にどのようにしてくれというようなお話は私どもは特に伺っておりません。

大西分科会長 2点目の校舎関係ですが、特に宿舍の利用状況、それを踏まえて15条関係の予算をどう活用していくべきかという御趣旨だと思いますが、これは文部科学省の御担当の方、お願いできますか。

久保施設助成課長 文部科学省の施設助成課長でございます。

この補助につきましては、12年度で申し上げますと、分校の校舎の建てかえないし新築につきましては額的にいうと3億円強、教職員住宅の新增築につきましては2億2,600万ということで、私ども、それについて枠を設けてどちらが優先というやり方よりは、市町村の要望に応じて、要望が上がったものにつきまして、全国の中で豪雪地帯について最優先で採択いたしておりますので、各市町村の実態に応じて、要望してこられたものを優先しているところでございます。教職員住宅につきましては、基本的にかなり都心から離れた遠方で、通うのに交通手段もなく大変であるとか、民間のアパートに住んでいて高く経済的に大変だとか、様々な事情で市町村が新しく建てられるというケースに補助をいたしておりますので、市町村ではその辺の実態を踏まえた上で申請してこられるものだと認識しておりますので、十分な活用が図られているだろうと考えているところでございます。以上でございます。

木村委員 市町村はその時点で必要性を考えて申請していると思うんですが、その後、それが有効に利用、活用されているかどうか、もっと具体的に言うと、せっかく建てた教職員住宅に先生方がきちっと暮らしているのかどうか、文部科学省は建てた後の実態がどうなのか調査はしていないんですか。

久保施設助成課長 その点につきましては、まさに公立の施設をどう運用していくかという、いわば自治体の主体性に任せているところがございます。学校本体につきましても、空き教室が増えてきたというケースがあるんですが、個別に津々浦々調査まではやっておりませんが、基本的なところとして、何も使われないという形態はよくないと。有効に常に活用してくださいという指導はしていますし、学校本体もそうですが、空き教室等をそ

のままにしておかないようにという指導、さらにそれを新しい形態に変えて、デイケアセンターとか保育所に転換していく場合の補助を出したり、様々な措置はとっているところでございます。

木村委員 できれば、毎年でなくても調査をしまして、その時点では市町村においては先生に来てほしいということで住宅をお願いすることがあると思うんです。でもその後の活用の状況がどうなのかということは調査して、せっかく建てたけれども利用されていないとすれば、今おっしゃった違うものに利用してもいいだろうし、最初から住宅よりも分校の子供たちが学ぶ校舎そのものにもう少し予算を配分するとか、そのためにも何年かに1回でも調査というのは必要ではないかと思っております。

久保施設助成課長 確かに、おっしゃるところはそのとおりだと思いますので、そのような指導はし続けていきたいと思えます。

大西分科会長 機会があったら利用状況について御報告いただけるようなことがあるといいと思えます。

3点目が、特に長期予報の的確さという問題であります、気象庁の御担当の方、お願いできますか。

栗原気候情報課予報官 気象庁の気候情報課予報官をやっております栗原と申します。現場で季節情報の担当をしておりますので、私がお答えさせていただきます。

まず1点目でございますが、昨年の冬の予報につきまして、御指摘いただきましたとおり昨年の10月、気象庁で寒候期予報という予報を出しております。この予報において暖冬と予報しておりましたが、実際には北日本は寒い冬として経過いたしました。このため1月に発表いたしました1カ月予報では寒い冬として予報の修正を行ったところでございます。今後は実況の推移も踏まえながら予報の修正等を適宜行うとともに、解説資料も充実させ、適切な情報発表に努めていきたいと考えております。

それから、今後の技術開発はどうするのかということでございますが、気象庁ではスーパーコンピューターを用いた数値予報モデルによる方式の技術開発に取り組んでおりまして、精度の向上に努めているところでございます。

もう1点、今年の冬の予報につきましては、この10月に寒候期予報が発表されました。また、それを更新する形で11月20日に3カ月予報が発表されまして、現在一番新しい予報でございますが、全般的に申し上げて今年の北日本の気温については平年並みになる可能性が一番高いのではないかと。東日本については平年並みか高くなる可能性が一番高い。西日本につきましては高くなる可能性が高いという予報を出しております。それから、降雪量の予報につきましては特に日本海側の地域を対象に予報をしておりますが、冬全般について申し上げますと、北日本と東日本の日本海側については平年並みの降雪量になるのではないかとというのが現在の予報でございます。西日本の日本海側については降雪量は少なくなる可能性がある、現在はそういった予報を出しております。以上でございます。

大西分科会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

木村委員 はい。

大西分科会長 最後の御質問は、雪国の生活コストがどのくらい割高になっているのかといった生活の実感に即したデータベースというのにも必要ではないかということで、これはできるだけそういう方向も盛り込んでいくということで。

平岡地方整備課長 雪国の家計の経済的コストということですが、これについては今後さらに検討を深めてみたいと思いますが、実はざっと当たったことはあります。当然のことながら典型的なコスト増の部分はあるわけですが、一方で、言うなれば支出可能な家計の中でやりくりされているわけでありまして、結果的には他の支出部門が低くなっているということで、どれがコスト増であるか分離するというのはなかなか難しい問題もございしますが、御指摘の内容を踏まえて研究を深めていきたいと思えます。

木村委員 すみません。私が大分時間をとったようで、先生方に失礼しました。先ほど平山委員からもお話がありましたが、今、小泉改革ということで改革の議論、また具体的なものがいろいろ出始めておりますが、さっき道路の問題もありました。総理は「聖域なき構造改革」といいますから、雪対策も聖域がないことになると思えますので、雪というのは雪国は毎年降るわけでありますので、そういうことを考えた場合、今日は第1回目の会議でありますので、これから回を重ねる中で、会長さんを中心に先生方の貴重な意見を集積しながら、雪国の実態を踏まえて、よりよい暮らしを図るためどうあるべきなのかということを、聖域なき構造改革でも必要ならば、会長さんのリーダーシップのもと、審議会という公的な場面、そしてまた分科会という最も専門的な先生方の場の中でも、小泉改革の中でも物申すことはきちっと申していくような姿勢で取り組んでいただくことを、一委員と同時に一議員としても期待し、お願いしたいと思えます。失礼しました。

大西分科会長 どうもありがとうございました。

条件不利地域の振興策、いろいろなものがありますが、ともすればマンネリ化するといえますか、長く継続され過ぎて、そのことが逆に今おっしゃるような改革の対象になってしまうということもあるので、絶えず新しい問題なり、問題が継続しているということについてきちんとした整理をして、新たな気持ちで訴えていくという姿勢が不可欠なのではないかと私も考えます。どうもありがとうございました。

では続いて御発言をお願いします。

對馬委員 富山大学の對馬です。

富山県の水雪土地対策課とこの会議について話し合ったんですが、14条、15条に関しては、富山県としても継続をお願いしたいということでした。

話は変わりますが、豪雪地帯、特別豪雪地帯にとって雪というのはいっそあい災害と呼ばれ、毎年出費が必要です。雪を排除しなければ交通が確保されないと。そういうハンディを背負っているわけで、そういう対策だけを進めても豪雪地帯、特に特別豪雪地帯は豊かにはなれないと思うんですね。雪の持つ負の遺産を何とかプラスのものに変革しようと、

昭和 56 年の豪雪以来、雪国は取り組んでまいりました。そして雪を冷熱エネルギーとして活用し、雪を保存してその冷熱で建物の冷房を行うとか、農産物の保存を行うとかいった 20 年間にわたる努力が認められて、ようやく雪氷冷熱が新エネルギーとして認知されるようになったと思います。

雪の持つ負の遺産を克服して、雪の価値の側面を我々の知恵を発揮して引き出して特別豪雪地帯の産業振興に結びつけていくということが大事なので、雪から価値を生み出すということですね。本当に雪国が豊かになるような価値を生み出す技術開発が特に遅れていると思うんです。雪が新エネルギーとして認知されたことは、その糸口に立ったと思います。

自分のことで僭越ですが、雪の冷熱と地熱を組み合わせることで電気をつくり出す新型発電の研究をしています。雪から電気をつくり出せば、その地域の価値を県外に売ることができます。それによって雪国が豊かになれると思います。そういった新しい技術開発がこれからより一層求められるようになると思います。

もう 1 つ、克雪の問題に関しても、除排雪しなければ交通が確保できない、生活が確保できないと。これは雪が降る限り永遠に続くことです。しかしそのために莫大な費用を投入したのでは積雪地帯の自治体は疲弊していくだけで、あくまでも対症療法になってしまいます。僕はその意味で克雪そのものが壁に突き当たっているんだと思うんです。この壁を突き破るブレークスルーが今求められている。そのためには、利雪と克雪を組み合わせることによって、お互い補うことによって克雪にブレークスルーがもたらされるだろうと思うんですね。克雪をブレークスルーさせるような利雪の技術も今後一層開発していかなければならないだろうと思います。「豪雪地帯対策について」でいいますと 6 ページの雪に関する調査研究、この面をもっと充実させて、特別豪雪地帯が導入できるような技術開発を国の方で支援する必要があるだろうと私は思います。以上です。

大西分科会長 どうもありがとうございました。

特に新しい技術の開発によって、雪を今までの利用とはまた違った格好で活用してくる道もあるのではないかとということで御発言いただきました。どうもありがとうございました。

続きまして御発言お願いいたします。

高橋委員、いかがでしょうか。

高橋委員 公共団体を代表して平山委員がおっしゃいましたから、それに尽きるわけです。

ただ、時代とともに質が変わっているんでしょう。全国特別豪雪地帯市町村協議会をつくったというのは、村ぐるみ、部落ぐるみで、冬孤立するから、それを助けようというのが原点ですから。私は昭和一けた生まれで、四十何年も前に地元の市議会議員になったけれども、部落が雪で孤立するなんていうことはまずありません。うちは昭和 11 年以来の累計十数メートルの豪雪でしたけど、ありません。

違うということを申し上げたいのは、客観的に見れば、過疎とか高齢者福祉対策だから、これは通常行政の分野ではないかという考えを持っているんです。それは別だと。これはお願いしたいと思うんですよ。このテーブルは何をすべきかと。会長さんにお願いするんだけど、少し整理をしながら、現在はこうなっているけれども、何々を整理したらばよりよくなるのではあるまいかと、そういう方法でひとつ運営していただきたいと思うんです。補助単価でも何でも、これしか割合はしないんだと決める方が先であって、こういう部分的なことをやられたって、その部分では平山委員が代表しておっしゃったことに尽きるわけです。

大西分科会長 ありがとうございます。

確かにおっしゃるように、いろいろな話題があって、ここで何をするかということが問われているわけですが、私もいろいろ資料を拝見すると、豪雪地帯対策というのは広く数えれば何兆円という額になるわけですね。いろいろなものに関連していくわけですね。ただ、例えばこの審議会があるからどのくらいプラスになっているかとずっと皮をむいていくと、残るものはあいまいになるということもあるわけです。しかし、国全般の施策について豪雪地帯の問題を考えていただくということが必要なんだけど、この分科会の提起によって新しく何か起こっていくということも必要だと。それについては、ある意味ではそれぞれの所管官庁で取り組みにくいとか、今までやっていないとか、そういうことを見つけていくという姿勢も要るのではないかと。今日も情報の話とか技術開発の話が出ましたけれども、そういうのはこの分科会なんかで提起をしていって、実際に国土交通省がやることになるのかどうかは別にして、新しい問題として提起をしていくという役割は、14条、15条関係のお守りとはまた別に、あるのではないかとも思っているんですが。

続いて御発言、もう少し時間がございますのでお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

清水委員 秋田大学の清水でございますが、今日、私初めてこの会議に参画させていただきまして、今お話を聞いて、この会議ではハードとソフトと分けて議論しなければいけないだろうと思うんですね。先ほど井坂委員がおっしゃったように。ハードの意味でいうと、この地域に住んでいる人方が住みいい地域社会をつくるという形でいえば生活基盤整備を充実させるということで、平山委員がおっしゃったように交流基盤整備ということでは道路などが一番優先すべき課題だろうと思うんですね。ソフトの問題でいいますと、地域づくりとしてそこに住んでいる人方が生きがいを感じられるような地域をつくらせてあげるといえることになるだろうと思うんです。

もう1つ大きな問題は、私は、ハードといいますが、この地域に住んでいる人達の意識を高めるようなことも考えないといかんだらうと思うんです。ここに住んでいてよかったなという感じをですね。そういう、ハードとソフトとハードという3点からここで議論すべきだらうと私は思いますが、今日の議論は特に14条と15条の問題ということで議論していいんですか。

大西分科会長 ええ。もっと広いことでも結構です。

清水委員 14条と15条だけについて見させていただいて意見を述べさせていただきますと、1つは、14条はもちろんきちっとやらしてもらわなければいけないと。15条については、先ほど文部科学省の方からお話でしたが、この地域は非常に高齢化が進む地域ですよね。人口はもちろん減少していくと。こういう地域において分校というのは、もともとその地域の中のコミュニティーの場であったと思うんですね。こういうことを考えていきますと、学校施設をつくるだけじゃなくて、例えば厚生労働省の、老人の方々がそこを土曜日、日曜日に使えるような形にするとか、財源の問題もありますから、縦割行政でなくて、横にもう少し検討いただいて、土日でも使えるような、つまり従来分校が地域社会のコアであったように、そういうものを残す意味で施設をうまく使えないかと私は常日ごろ思っているんですが、そういう点はどういうようになっているんですか。お教えいただければと思います。

大西分科会長 それではもう一度お願いできますか。

久保施設助成課長 文部科学省でございますが、そのあたりにつきましては、近年非常に柔軟になっておりまして、新しくできる学校では、まさに地域の核として、保育所ですとかデイケアセンターと合築したり、地域の方の音楽室をつくったり、地域の人たちが集まってこれるような学校づくりができるようになっております。それから、既に建った建物をそういうふうの中身を一部変えていくというのも、制度改正を平成9年に行いましたので、昔はいちいち承認をしていましたが、届出でいいとか、形態を変えた場合にも補助金の返還は不要とか、柔軟な対応をとっておりますし、厚生労働省さんと、改築する場合にはお互いに分担して補助金を出し合いましょうということもしたり、一緒にパンフレットをつくったり、ホームページをつくったりしておりまして、今は基本的に何でもできるという形になっております。

ですから、分校をそういうふうにするかどうかということだと思っておりますが、その辺のPRをどんどんしていくことが必要だと思っておりますので、あらゆる機会にPRに努めているところでございます。

大西分科会長 ありがとうございます。

ほかに御発言ありましたら。

小澤委員 私も初めてこの分科会に参加させていただいて、そしてまた、私自身どさんこで、北海道生まれで、雪の大変な思いは幼いころから経験しているところですが、今いろいろと伺っていて、ハードの方について14条、15条があるんですが、1つ伺いたいのには、基本計画をそれぞれおつくりになっているはずですね。それに基づいてソフトの部分、それから、私、たまたま手元に文部科学省の初等中等教育局施設助成課のパンフレットを持っているんですが、それで学校建築を調べさせていただいていますと、ものすごい多様な、本当にコミュニティーのコアとして機能できる学校が多くなってきているんですね。豪雪地帯の中で拠点としての学校空間というのはとても大事な役割を担うのではないかな

と、かばんの中に入れておりましたパンフレットを出していたわけですが、豪雪地帯対策基本計画を自治体でそれぞれどういうふうにおつくりになって、その中でどういう対応をしいてくかというビジョンづくりがないところで、あれも必要、これも必要というわけにはいかないと思うんですね。そういう意味で、総合連関性を持たせた対策の中の基本計画がどういうふうになっているのか、まず伺わせていただきたいと思います。

平岡地方整備課長 基本計画でございますが、資料4の6ページになりますが、これは関係省がそれぞれではなくて、共同して1つの政府の基本計画としてつくってありまして、6ページに挙げておりますのは平成11年に現行の基本計画を策定したわけですが、この計画の中の施策の柱ということで、細かい項目ごとに施策を書き込んであるわけですが、こういったことを柱とした基本計画をつくって、これに基づいて施策を実施しております。

1枚戻っていただきまして5ページをごらんいただきたいんですが、細かい図でわかりにくいかもしれませんが、政府の方でこういう基本計画をつくった上で、道府県知事というのが少し太い線で囲ってありますが、県の豪雪地帯対策基本計画の策定というのがございまして、各県におかれましては関係市町村長さんの意見をお聞きした上で県の基本計画を策定すると。こういう仕組みの中で、全体の基本計画、県の基本計画に基づいて豪雪地帯対策を進めているというのが現状でございます。

小澤委員 そうすると、もちろん14条の道路というのは基幹のルートとしてはとても大事なものだと思いますが、そのほかにつきましてもそれぞれ計画を持って進めているということですね。

平岡地方整備課長 はい、そうでございます。

小澤委員 その進め方はそれぞれの自治体によるのでしょうか。都道府県がつくるということになりますと。

平岡地方整備課長 実際の進め方は、それぞれの市町村あるいは道府県が計画に基づいて対策をとということでございますが、それを国として支援していくと、こういうスキームになっております。

大西分科会長 ほかに御意見がございましたら。

沼野委員 私も今回初めて参加させていただきまして、今日は発言することは考えていなかったんですが、14条、15条だけではなしに、もうちょっと広い話でもいいということでしたので1つ申し上げたいんですが、豪雪地帯の対策ということで、類似しているのは過疎対策だと思うんですが、過疎法はたしか時限立法の今度の改定でそういう地域の自立支援という方向を打ち出していると思うんですね。こういったハンディキャップを持った地域の自立支援、大変なので補助します、援助しますというのがもちろん基本だと思うんですが、それだけでなく、マンパワーを生かすとか、本当にそこに住んでいたい人が長く住めるような地域にしていくことが必要なように思うんですが、そういうときに、今私が関心を持って雪国で調べておりますのは、基本計画の話がさっき出ましたので、改めて

見てみますと、資料4の6ページ、生活環境施設等の整備の中で介護・福祉サービス供給体制とありますが、これは予算も大分増えているようなんですが、その中で特に雪国に高齢者が住み続けるための対策として、今一番問題になっているのが除排雪の支援、これをボランティアというような視点も含めてやっていくということですか、冬だけでも何とか集まって住めるための施設をつくっていくということもありますけれども、そういうのが現実にどのように行われているかというのに非常に興味を持って調べているわけですが、そういうのを見てみますと、施設をつくるにはお金を出すけれども、例えばボランティア組織が活動していくに当たって本当に有効な支援が施策的にされているか、あるいは自立するためのソフトウェア的な支援というのがきちっとされているかという、まだ十分ではないような気がするんですね。

私はそういうところを詳しく調べているわけではないので、あるいは見当違いの話をしているのかもわかりませんが、これから豪雪地帯対策の中で、例えば雪国NPOみたいなものを考えた場合、雪国の中で自助努力や共助というようなことを繰り返し広げていくための、積極的にやろうとしているところに集中的に支援をしていくとか、そういうシステムを考えていった方がいいのではないかと思うわけです。これはある程度お考えになっているのかもわかりませんが、今後の方向としてぜひそういうことも考えていただきたい。お話を聞いていてそういう感想を持ちました。以上です。

大西分科会長 ありがとうございます。

對馬委員どうぞ。

對馬委員 これまでの豪雪地帯対策というのは、雪のない地域を念頭に置いて、積雪のハンディを何とか軽減してやろうという対策であったのではないかと思います。そういう見方は、ある意味では雪を季節の風物詩として見ていると思うんですね。しかし、人生80年、90年としますと、冬の間、12月から3月まで、1年の3分の1ですね。人生の20年を雪の中で過ごしていることになります。雪を季節の風物詩としてとらえて対策を進めていくという考え方をブレイクスルーして、雪の中で1年間暮らすんだというような対策が必要になるんじゃないかと思います。

例えばアメリカのミネアポリスのスカイウェーシステムを見ると、本当に壮大なことをやっているわけですね。カナダのエドモントンモールを見ても、寒さを完全に念頭に入れてまちづくりをしている。そういった対策が将来の日本においても行われるべきではないか。僕は、雪を季節の風物詩としてとらえるのではなくて、雪の中で生活しているんだという意識のもとにまちづくりを行う、あるいは雪対策を進めると、そういう画期的なプランも計画してもらいたいなと思うんです。

大西分科会長 ありがとうございます。

いろいろ御意見をいただきましたが、概ねよろしいでしょうか。

今後の豪雪地帯対策についての貴重な御意見をいただいたわけですが、各担当課の方でも、答えの中にありましたようにそれぞれの施策の中で生かしていただきたいと思います。

いますし、分科会としても取り上げるべきものについて取り上げて検討を深めていくことにしたいと思うんですが、特にこの中で 14 条、15 条関係の期限切れ問題については、豪雪地帯対策上極めて重要な問題だと考えます。これについて御指摘もあったわけです。また、本日御紹介のあったいろいろな技術開発によって雪を資源として利用する利雪の推進、あるいは雪国の特性を踏まえた情報システムのあり方というような問題についても、今後豪雪地帯対策上重要な問題だと思います。これらの点を踏まえて、この際、本分科会として意見を取りまとめて申し出たいと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは、今のような点について事務局の方で意見書の案を準備しているようですので、配付の上、説明をお願いいたします。

平岡地方整備課長 それでは御説明申し上げます。

ただいまお配りいたしました、豪雪地帯対策の推進についてということで、本日の議論を踏まえた形で取りまとめてみました。読み上げさせていただきます。

豪雪地帯対策の推進について

平成 13 年 11 月 28 日開催の国土審議会第 1 回豪雪地帯対策分科会において、豪雪地帯の現状にかんがみ、下記のとおり意見の一致をみしましたので、豪雪地帯対策特別措置法第 5 条第 2 項の規定により意見を申し出ます。

記

- 1 豪雪地帯対策特別措置法第 14 条及び第 15 条の有効期限を、10 年間延長すること。
- 2 近年の技術開発の進展や、雪国の特性をふまえた豪雪地帯対策の一層の推進を図ること。

(理由)

特別豪雪地帯に対する施策は着実に推進されてきたが、当該地域においては、恒常的な積雪等により、産業等の基礎条件や生活環境の整備・改善がなお必要な状況にある。

このため、現下の厳しい財政状況の中において、少なくとも豪雪地帯対策特別措置法第 14 条及び第 15 条の有効期限を、10 年間延長する必要がある。

併せて近年の技術開発の進展や、雪国の特性に対応した、利雪対策の推進等の豪雪地帯対策の推進を図る必要がある。

以上でございます。

大西分科会長 この意見書について、特段の御意見、御質問がありましたらお願いしたいと思います。

期せずしていいいますか、皆さんの御意見に沿った格好でまとめられていると思います

し、特に2のところでは、いろいろ御提案があったことをこれから検討していくということを含め得る内容になっていると思います。ということで、本案をもって分科会の意見としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

大西分科会長 それではそのようにさせていただきます。

そ の 他

大西分科会長 次はその他ということですが、特に御意見ございますでしょうか。

平山委員 新潟県知事というのはいろいろなところで会の会長とかを仰せつかっているんですが、がけ崩れの対策協議会の会長とか、豪雪とか、災害関係のものが圧倒的に多いわけです。こうした地域における一番の悩みは何かといえば、今もお話が出たように過疎・高齢化なんですね。どうしてこうした地帯に人々が住んでいたかといえば、農業が主体でしたから、土地を耕すことによって生活ができていたわけですが、だんだん社会が進歩すると、それ以外の職業で食べる人が増えて、子供たちは育つと山をおりと、こうした地域から出ていってしまうということで、過疎・高齢化が進んでいます。その状況を見ますと、あと5年ぐらいすると中山間地の農業は、高齢化で腰が曲がってだんだんリタイアしなければいけない。デカップリングという新しい所得補償の対策がようやく入ってきたけれども、果たして効果がどのぐらい出るのか、大変心配しています。

特に豪雪地帯における中山間地の過疎・高齢化に追い打ちをかけるように、ここにきてもう1つの食べる術であった土木工事、建設関係が公共事業の縮小という中で大変厳しい状態にある。恐らく建設土木関連の仕事が、高齢化によってできなくなる以前に、公共事業の圧縮の中でなくなっていってしまう。そして農業も、高齢化の中で山が荒れ、治山・治水上の問題が出てくるという、大変憂うべき状態になっています。そういう状態の中でどうやって国土を守って、治山・治水上の観点から荒れさせないようにしていくかということは国土上の大きな問題だと思っていますが、豪雪地帯の対策もその一環の中での14条、15条でなければならぬと思っていますので、ぜひとも国土交通省、あるいは政府におかれてはその点を踏まえた審議を行っていただきたい。

木村委員からも「聖域なき改革」と、そのこと自体は私ども反対するものではありませんし、日本のあり方として、改革なくして21世紀なしといってもいいと思いますが、こうした地域、治山・治水や国土の安全をどうするかという議論もあわせて、改革をするならば対象として議論いただきたいという意見でありまして、14条、15条の延長をぜひともお願いしたいと、いろいろな立場、肩書のもとにお願い申し上げたんですが、知事としての本音を最後に言わせていただいて終わりたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

大西分科会長 ありがとうございます。私も全く同感でございます。

それでは、今日は14時45分というふうに御案内をいたしました。ちょうど定刻になりました。特に御意見がないようでしたらこれで終了いたしたいと思います。

本日の議事の概要については、この会議が終了後、速やかに公表したいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

最後に、国土交通省の坂山審議官からご挨拶をお願いいいたします。

坂山審議官 閉会に当たりましてお礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

本当にお忙しい中、本日の会議に御出席いただきましてありがとうございました。本日は新しい豪雪地帯対策分科会として第1回の会合を開催させていただいたわけですが、豪雪地帯対策につきましているいろいろな貴重な御意見をいただきまして、また、特に特別豪雪地帯にかかわる特例措置の延長等につきまして分科会として意見具申を賜りましたこと、まことにありがとうございました。

今日の審議会でもいろいろ御議論をいただきましたが、豪雪地帯対策につきましては豪雪地帯対策特別措置法制定以来いろいろな施策を推進してまいりまして、着実に成果も上がってきているところでございますが、本日御審議いただきましたように、雪の価値を見出して利雪を進めることで快適で魅力ある雪国の地域づくりを推進するためには、引き続き政府としても積極的な取り組みが必要だと再認識させていただきました。本日の御審議、御意見等を十分踏まえまして、総務省、農林水産省を初め関係省庁と密接な連携を図り、引き続き雪国の個性を生かした地域づくりを進めてまいり所存でございます。

また、特別豪雪地帯にかかわる特例措置の期限切れを迎える豪雪地帯対策特別措置法の改正につきましては、政府としても対応に遺漏なきを期するよう努めてまいりますので、今後とも皆様方に御指導、御鞭撻を賜りますようお願いいたしましてお礼の挨拶とさせていただきます。本当に今日はどうもありがとうございました。

閉 会

大西分科会長 以上をもちまして国土審議会第1回豪雪地帯対策分科会を閉会いたします。円滑な議事進行に御協力賜りましてありがとうございました。

(終了時刻：14時50分)